

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 9 月 29 日

株式会社 ハンズ

代表取締役社長 長島 宏

問合せ先： 管理本部 03-5778-9188

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことで、長期的な業績向上や持続的成長を目指しております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な経営課題と考えています。

この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

(2025 年 6 月 30 日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エヌズ	212,000	53.00
長島 宏	185,900	46.48
長島 莉都子	2,000	0.50
マルコー株式会社	100	0.03

支配株主名	長島 宏
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

長島宏は当社の代表取締役社長です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

長島宏は、当社の代表取締役社長であります。当社と長島宏との間に取引関係はありません。長島宏との取引については、関連当事者取引に該当し関連当事者取引管理規程で、取締役会において取引条件を検討し承認を得なければならないと定めてあります。また取締役会で決議する場合は、関連当事者は決議に参加できないことになっております。更に監査役は監査対象とすることにより、適切な取引が行われているか監視しております。これにより少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任しております。
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒石 涼	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
黒石 涼	—	—	これまでに複数企業の経営に携わっており、豊富な経験と知見を活かし、取締役会の意思決定の適性性、妥当性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置しております。
定款上の監査役員の員数	4名
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査室および会計監査人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。このため三者が一同に集まり会議形式で三様監査を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任しております。
------------	-----------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鬼沢 正典	他の会社の出身者													
丸山 登	他の会社の出身者													
田崎 裕史	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鬼沢 正典	—	—	上場企業で長年培った豊富な経験と知見を活かして当社の経営を監査し、広範かつ高度な視野で意見・助言をいただけるものと判断し、選任しております。
丸山 登	—	—	上場企業で培った企業会計に関する知見、また監査役としての豊富な経験を活かし、高い見識に基づく広範かつ高度な視野で意見・助言をいただけるものと判断し、選任しております。

田崎 裕史	—	—	税理士として税理士法人を創業し、また経営者として事業の拡大・発展を牽引し、かつ社外取締役・社外監査役も現任しており、豊富な経験と知見を活かした意見・助言をいただけるものと判断し、選任しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、また持続的な企業価値の向上を図るため、当社の社内取締役及び従業員に対しストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません。
------	------------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で総額を決定の上、取締役会において個別取締役の報酬額を決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は監査役会制度を採用し社外監査役3名で構成されております。監査役会は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 内部監査及び監査役会監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、内部監査室専任者1名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に常勤監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役3名(社外監査役3名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

d. 会計監査

当社は有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏と桑原桂子氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名およびその他2名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役会により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制とし

ております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外監査役3名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

当社の株主数は少なく、当社代表取締役社長およびその関連会社が占める割合が大部分であるため、特段の取組みは行っておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイトの IR ページに、TDnet に掲載された開示情報、発行者情報、決算短信、特定証券情報等を掲載いたします。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社には、IR に関する専任部署は設けていませんが、経営トップと管理本部が連携して IR 全般を担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
取組み状況	現在は特に実施しておりません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、取締役会規程に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。

②監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

③内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかを監査する。その監査結果は、定期的に代表取締役に報告する。

④コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。

⑤コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

- ⑥内部通報規程を制定し、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ⑦管理本部長をコンプライアンス実施統括責任者として選任し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を毎月の経営会議で実施する。
- ⑧反社会的勢力対策規程を制定し、組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令、文書管理規程等によって保存部署および保存期限を定め、適切に保存および管理を行う。
- ②取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、毎月の経営会議で各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
- ②危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
- ②取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③当社は、経営会議を毎月1回定期的に開催し、様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- ②補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役会の同意を得るものとする。
- (f) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、または取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- ②取締役および使用人は、法令に違反する事案、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その

他会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。

③取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報規程による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

(g) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

(h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(i) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

②監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

③監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通及び意見交換を実施する。

④監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。

⑤監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

⑥監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針書・基本手続書を策定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

①「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組む。

②「反社会的勢力に対する基本方針」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、社内外に宣言するとともに、社内では適宜研修等を行い周知徹底する。

③反社会的勢力の排除を促進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求防止責任者を選任する。

④取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

⑤反社会的勢力の該当有無のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

⑥反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース等を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

V. その他

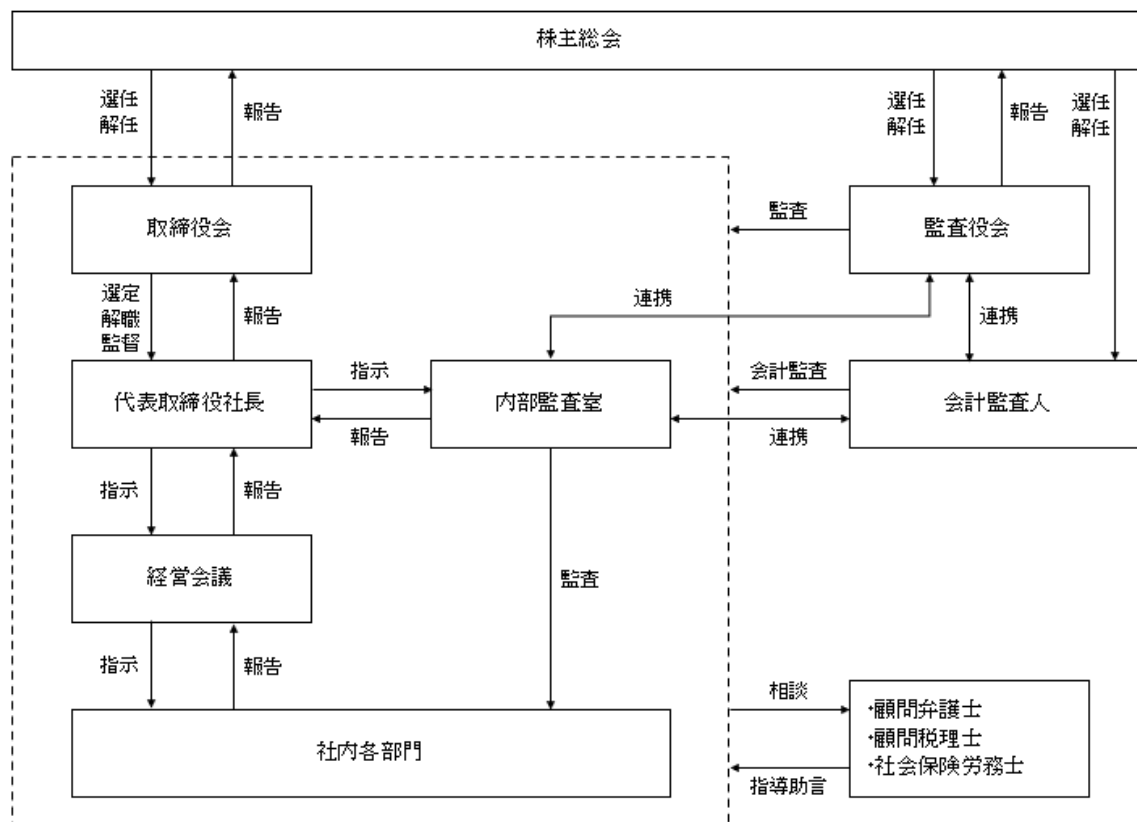
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	導入しておりません。
---------	------------

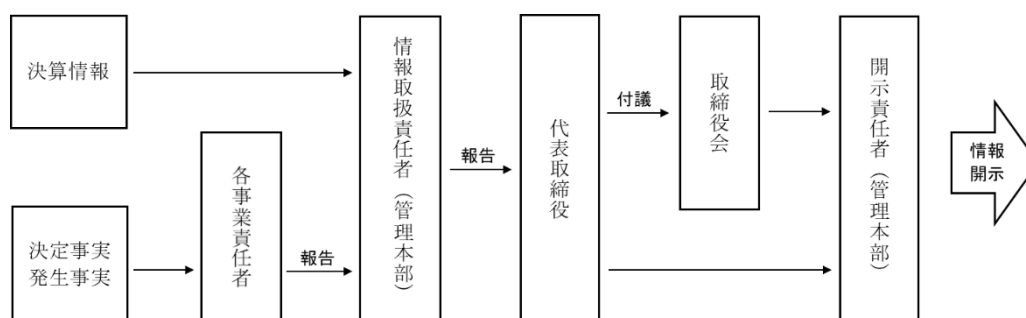
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上